

「遺言書の基礎知識」

< 2. 遺言書に書けること >

o. 遺贈の減殺の割合

○遺言できること

遺留分が侵害されている場合、遺贈は、その目的の価額の割合に応じて減殺されます。

しかし遺言で減殺の順番等を指定できます。

○規定された法律

民法（第千三十四条）

○こんな方へお勧め

複数の人に遺贈した財産が遺留分を侵害する可能性がある場合、遺留分減殺請求をするならこの人からしてねと優先順位を付けたい方。

○補足

例えば、AさんBさんCさんに遺贈する場合、遺留分の減殺請求は、以下の順番で行う事という指示が出来ます。

- ①まずAさんへ請求してください。
- ②もし、足りなければ、Bさんへ請求してください。
- ③それでも足りなければCさんへ請求してください。

遺贈する人が複数いても優先度がない場合には、考慮不要です。

しかし、優先度があるようでしたら、この指定もご検討される事をお勧めします。